

伊万里市公告第10号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供する。

なお、伊万里市の住民は、下記に示す縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案についての意見書を農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、伊万里市に提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうちの農用地利用計画変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に伊万里市に申し出ることができる。

令和8年2月12日

伊万里市長 深浦 弘信



1 縦覧期間

自 令和8年2月13日（金）
至 令和8年3月16日（月）

2 縦覧場所

伊万里市役所農業振興課 伊万里市立花町1355番地1
伊万里市ホームページ

ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	
第6回	令和8年1月9日付け伊万里市公告第1号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農 用 地					計	混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		農 地		樹園地		採草放牧地					
		田	畑	計	計						
農業振興地域	m ² 224,700,000.00	m ² 30,374,997.44	m ² 15,765,129.52	m ² 2,494,446.54	m ² 48,634,573.50	m ² 243,378.00	m ² 0.00	m ² 665,564.87	m ² 114,137,909.81	m ² 61,018,573.82	
農用地利用計画(当初)	m ² 32,769,597.27	m ² 25,133,296.38	m ² 5,098,492.48	m ² 1,628,865.54	m ² 31,860,654.40	m ² 243,378.00	m ² 0.00	m ² 665,564.87	m ² 0.00	m ² 0.00	
農用地利用計画(第6回)	m ² 32,761,136.11	m ² 25,130,283.22	m ² 5,097,798.48	m ² 1,628,865.54	m ² 31,856,947.24	m ² 243,378.00	m ² 0.00	m ² 660,810.87	m ² 0.00	m ² 0.00	
変更計画	m ² -8,707.00	m ² -7,723.00	m ² 0.00	m ² -984.00	m ² -8,707.00	m ² 0.00	m ² 0.00	m ² 0.00	m ² 0.00	m ² 0.00	
変更後の農用地利用計画	m ² 32,752,429.11	m ² 25,122,560.22	m ² 5,097,798.48	m ² 1,627,881.54	m ² 31,848,240.24	m ² 243,378.00	m ² 0.00	m ² 660,810.87	m ² 0.00	m ² 0.00	

ウ. 変更総括調書

(ア) 農用地区域から除外する農地

	1	2						
変更事由	植林のため	植林のため						
変更場所	木須町 字大芋 1924番1の全部 外5筆	東山代町滝川内 字古川久保 1315番1 外1筆						
変更面積(m ²)	5,659.00	6,086.00						
備考	除外	除外						

(イ) 農用地区域へ編入する農地

	1							
変更事由	果樹経営支援対策事 業を活用するため							
変更場所	南波多町井手野 字宮司 3051番1の全部							
変更面積(m ²)	3,038.00							
備考	編入							

農用地区域へ編入する土地(単位 : m²)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	面積計
1	南波多町井手野	字宮司	3051番1の全部			3,038.00	3,038.00
	合計		1筆			3,038.00	3,038.00

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申請者	
申請地	木須町字大芋1924番1 木須町字大芋1926番 木須町字大芋1927番 木須町字此原2717番1 木須町字此原2717番3 木須町字此原2717番5
申請地の状況	申請地は 瀬戸町 に位置している。
変更目的	植林
申請内容	農用地区域からの除外、地域計画からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は植林であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しておらず、雨水は地下浸透のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 地域計画から除外することに対しては、農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため支障ないと考えます。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第439号
令和8年1月9日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和7年12月23日付け伊農振第422号で照会があった標記の件について下記
のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行
う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



J A 伊 営 振 発 第 69 号
令 和 7 年 12 月 29 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について (回答)

令和 7 年 12 月 23 日付、伊農振第 422 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申請者	
申請地	東山代町滝川内字古川久保1315番1 東山代町滝川内字下川久保1317番1
申請地の状況	申請地は 東山代町滝川内 に位置している。
変更目的	植林
申請内容	農用地区域からの除外地域計画からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は植林であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更に対する農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は自然浸透する計画のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第439号
令和8年1月9日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和7年12月23日付け伊農振第422号で照会があった標記の件について下記
のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行
う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



J A伊富振発第 69 号
令和 7 年 12 月 29 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 12 月 23 日付、伊農振第 422 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。



(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

果樹経営支援対策事業を活用し樹園地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(編入)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
南波多町井手野	字宮司	3051番1の全部	樹園地		3,038.00		
合計					3,038.00		

(ウ) 意見等 (軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、今後も引き続き管理を続けていく計画がある事から、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申請者	
申請地	南波多町井手野字宮司3051番1
申請地の状況	申請地は 南波多町井手野 に位置している。
変更目的	果樹経営支援対策事業を活用するため
申請内容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、果樹経営支援対策事業を活用し、編入後もキウイフルーツを栽培する畑として利用されることから、農用地区域に編入することに対して支障ないとする。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第439号
令和8年1月9日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和7年12月23日付け伊農振第422号で照会があった標記の件について下記
のとおり回答します。

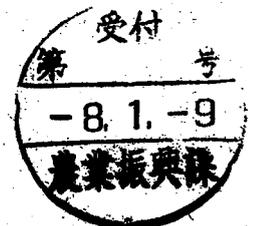
記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行
う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



J A伊管振発第 69 号
令和 7 年 12 月 29 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 12 月 23 日付、伊農振第 422 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

